

日光市監査委員告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和4年5月17日

日光市監査委員 星 野 保 治

日光市監査委員 佐 藤 裕 子

日光市監査委員 川 村 寿 利

- 1 監査実施期間 令和4年4月8日～令和4年4月19日
- 2 監査の対象 落合児童館、こども発達支援センター・つばさ園、地域子育て支援センター
- 3 監査の結果 別紙のとおり

令和4年度 定例 監査 結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

落合児童館

4 監査の期間

令和4年4月8日～令和4年4月19日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

(1) 令和3年度事務事業について、令和4年2月末日現在で実施した。

(2) 事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は館長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

7 監査の結果

(1) 総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

(2) 指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

8 意見及び要望

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響による行事の縮小・中止等、従来とは大きく異なる運営を余儀なくされている中、検温などの健康観察や手指消毒、空気清浄機の設置、児童が触れる器具の消毒等、感染予防策を工夫しながら運営している。未だに新型コロナウイルス感染症の収束見通しは立たない状況にあるため、引き続き感染予防対策を徹底し、児童

の健康と安全の確保に努められたい。

- (2) 各保育園及び児童館の協力により、運営に必要な保育士が不足する小規模保育園の土曜保育等において、各保育園及び児童館間の支援体制が構築されている。限られた職員数において保育の質を確保するため、また職員が休暇を取得しやすいこの仕組みは、ワークライフバランスの推進においても有効であるため、相互協力による支援体制の推進に努められたい。

令和4年度 定例 監査結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

こども発達支援センター・つばさ園

4 監査の期間

令和4年4月8日～令和4年4月19日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

(1) 令和3年度事務事業について、令和4年2月末日現在で実施した。

(2) 事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は園長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

7 監査の結果

(1) 総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

(2) 指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

8 意見及び要望

(1) 身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童を対象に、児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービスなどのサービスを提供している。

令和3年度に実施した保護者等からの事業所評価では、ほぼ全ての児童が通所を楽しみ

にしており、事業所の支援に満足しているとの評価結果を得ている。今後も評価結果を踏まえ、保護者等からの意見の対応を着実にいき、きめ細かなサービス提供に努められたい。

令和4年度 定例 監査結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

地域子育て支援センター

4 監査の期間

令和4年4月8日～令和4年4月19日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

(1) 令和3年度事務事業について、令和4年2月末日現在で実施した。

(2) 事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は所長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

7 監査の結果

(1) 総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

(2) 指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

8 意見及び要望

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響による行事の縮小・中止等、従来とは大きく異なる運営を余儀なくされている中、検温などの健康観察や手指消毒、空気清浄機の設置、児童が触れる器具の消毒等、感染予防策を工夫しながら運営している。未だに新型コロナウイルス感染症の収束見通しは立たない状況にあるため、引き続き感染予防対策を徹底し、子ど

もの健康と安全の確保に努められたい。

(2) 事業の推進について、子育て親子の交流の場提供と交流の促進事業や育児相談を通して、子育てに関する支援を行っている。

今後も、子育て世帯に対する支援事業を充実させ、よりよい子育て環境の構築に寄与されるよう努められたい。

(3) 日曜祝日は、こどもひろばの管理をシルバー人材センターへ委託することにより、開所している。委託先と一緒に避難訓練や緊急時対応シミュレーションを実施するなど、職員不在時の危機管理の対策に努められたい。